

和歌山県大規模災害時における救援物資輸送体制検証業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

本業務は、和歌山県(以下、「県」という。))において大規模災害が発生した際、国等から輸送される救援物資を多数開設される避難所に円滑に届けるため、県内の輸送体制を検証するものです。

ついては、これらの業務を効率的かつ効果的に実施する民間企業その他の団体(以下、事業実施者という。)を公募型プロポーザル方式により選定します。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

和歌山県大規模災害時における救援物資輸送体制検証業務

(2) 業務内容

委託業務仕様書のとおり

(3) 提案限度額

金 6,380,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 応募資格

本プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は本業務受託のために複数の企業で組織された共同企業体(JV)であって、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 単独企業

ア 次のいずれにも該当しない者であること。

- ・地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第 1 号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。
- ・政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者

イ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更

生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

エ 県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

オ 消費税及び地方消費税を完納していること。

カ 申請日現在において、1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては、原則として、本プロポーザルに参加を希望する業務種目（物流業務）を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

キ 本プロポーザルに参加を希望する業務種目（物流業務）の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

ク 県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

ケ 本プロポーザルに関して、2（2）に定める共同企業体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。

（2）共同企業体（JV）による参加

ア 全ての構成員が、2（1）ア～ケに掲げる要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。

3 スケジュール

項 目	日 程
実施要領等に関する質問受付	令和7年3月19日（金）～3月25日（火）まで
質問への回答	令和7年4月1日（火）まで
応募申請提出期限	令和7年4月2日（水）必着
企画提案書類提出期限	令和7年4月15日（火）必着
選定委員会	令和7年4月21日（月）～4月23日（水）のうち1日（予定）
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降速やかに行います。

4 質問

プロポーザル応募に当たって質問事項がある場合は、質問票（様式1）を提出してください。なお、口頭による質問は受け付けません。

（1）受付期限 令和7年3月25日（火）17時00分まで

（2）提出先

11に示すとおり

(3) 提出方法

電子メールにより上記の受付期限内必着にて提出することとし、受領確認を提出先あて電話にて行ってください。

(4) 回答

質問に対する回答は、令和 7 年 4 月 1 日 (火) までに県災害対策課ホームページ内にて公開します。

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げるおそれがあるので受け付けません。

5 応募申請書類の提出

本プロポーザルへ応募する場合は、次に掲げる書類を提出してください。ただし、応募申請書類の提出日において、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」第 3 条に定める入札参加資格を有する者は、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写しを提出すれば、書類 ~ の提出を省略することができます。なお、各書類の説明については、提出書類一覧 (別紙) を参照してください。

応募申請書 (様式 2) …… 1 部

応募資格に反しない旨の宣誓書 (様式 3) …… 1 部

団体の概要に関する調書 (様式 4) …… 1 部

役員等に関する調書 (様式 5) …… 1 部

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類 …… 1 部

登記事項証明書 …… 1 部

印鑑証明 …… 1 部

国税に未納の税額がないことの証明書 …… 1 部

都道府県税 (法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等) に未納がないことの証明書 …… 1 部

共同企業体 (JV) にあっては、共同企業体協定書の写し …… 1 部

(1) 提出期限 令和 7 年 4 月 2 日 (水) 17 時 00 分まで

(2) 提出曜日 月曜から金曜まで (祝日除く。)

(3) 提出時間 9 時 00 分から 17 時 45 分まで (最終日は 17 時 00 分まで)

(4) 提 出 先 11 に示すとおり

(5) 提出方法

持参もしくは郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出してください。なお、郵送により提出した場合は、受領確認を提出先あて電話にて行ってください。

(6) その他

応募申請後、辞退する場合は、プロポーザル応募辞退届 (様式 6) を電子メールに

より上記の提出期限内必着にて提出することとし、受領確認を提出先あて電話にて行ってください。

6 企画提案書類の提出

(1) 企画提案書類

上記5の応募申請書類を提出した者は、次に掲げる書類を提出してください。

企画提案書(様式7、別紙様式任意)・・・正1部、副(写し)5部

見積書(様式8、別紙様式任意)・・・正1部、副(写し)5部

業務実績表(様式9)・・・1部

及び ～ のPDFデータ

(2) 提出期限 令和7年4月15日(火)17時00分まで

(3) 提出曜日 月曜から金曜まで(祝日除く。)

(4) 提出時間 9時00分から17時45分まで(最終日は17時00分まで)

(5) 提出先 11に示すとおり

(6) 提出方法

ア. 書類

持参もしくは郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出してください。

なお、郵送により提出した場合は、受領確認を提出先あて電話にて行ってください。

イ. PDFデータ

電子メールにより上記の提出期限内必着にて提出することとし、受領確認を提出先あて電話にて行ってください。

なお、データ容量が8MBを越える場合は、別途送付用URLをお送りしますので、提出先へ電子メールにより依頼してください。

(7) 留意事項

ア. 企画提案書は、表紙・目次を除きA4版オールカラーで30ページ以内としてください。なお、原則A4版としますが、視認性の確保の観点から必要であれば、A3版も可能です。

イ. 見積書は、「一式」などのあいまいな表現ではなく、実施する業務項目が分かるように細かく記述してください。

ウ. 見積書の宛名は「和歌山県知事」としてください。

7 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

応募提案書類に虚偽の記載をした場合

実施要領に違反すると認められる場合

その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となります。

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

1 (3) 提案限度額を超えた見積額を提示した場合

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

(4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできません。

(5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

(8) その他

参加者は、応募申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。

8 見積書作成に当たっての注意事項

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

9 委託事業者の選定及び評価方法

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された「和歌山県危機管理部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」が行います。

なお、選定委員会では、(3) 審査項目及び評価内容に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に充分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の最も優れた企画を提案した者を委託候補者として選定します。

(2) 選定委員会

実施日：令和7年4月21日(月)～23日(水)のうち1日(予定)

実施時間：別途通知します。

実施方法：対面

プレゼンテーションの所要時間(1提案者あたり)：30分以内

プレゼンテーション 20分以内

選定委員からの質疑 10分程度

注意事項：

- ・ プレゼンテーション参加者は、1提案者あたり3名までとします。
- ・ 企画提案書類等の受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- ・ 実施方法等を変更する場合は、提案者に事前に通知します。

(3) 審査項目及び評価内容

企画内容：県拠点及び地域内輸送拠点の検証に関する提案、県内車両割当及び物流専門家割当に関する提案

実施体制等：業務遂行能力、実施体制、過去の実績、経費積算の妥当性等

(4) 委託候補者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、選定委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を委託候補者とします。

最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の最も安価な提案者を委託候補者とします。

応募者が1者のみの場合、審査結果において基準点を満たすときは、当該応募者を委託候補者とします。基準点に満たないときは、再度公募します。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、選定委員会終了後、委託候補者が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、県災害対策課ホームページ内にて委託候補者の名称を公表します。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(4) 財産権の取扱

事業の実施により生じた著作権、特許権等の知的財産権は、県に帰属することになります。

11 関係書類の提出先（問い合わせ先）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1 - 1

和歌山県危機管理部危機管理局災害対策課 納屋、野口

T E L : 0 7 3 - 4 4 1 - 2 2 6 2

F A X : 0 7 3 - 4 2 2 - 7 6 5 2

メール：e0903001@pref.wakayama.lg.jp